

昭和二十一年二月十六日會議議案

昭和二十一年二月十六日
昭和二十一年二月十六日
勅令 第八十五號

臨時財產調查令 參照添附

裏面白紙

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮
詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ臨時
財産調査令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
各國務大臣

勅令第 號

臨時財産調査令

第一條 本令ハ戰時利得ノ排除、國家財政ノ再
 建、國民經濟ノ安定等ヲ目途トスル新稅ノ創
 設及確保ニ資スル爲命令ヲ以テ定ムル時期ハ
 以下調査時期ト稱ス。ニ於ケル個人及法人ノ
 財産等ヲ調査スルヲ以テ目的トス。

第二條 調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有ス
 ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該財産ニ關ス
 ル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ。

一 預金、貯金、其他此等ニ準ズル債權ニシ
 テ命令ヲ以テ定ムルモノ

二 公債、社債、株式、其他此等ニ準ズル財
 産ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

三 手形又ハ小切手ニシテ命令ヲ以テ定ムル
 モノ

四 投資信託ノ受益權ニシテ命令ヲ以テ定ム
 ルモノ

五 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ム
 ル財産

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル者ハ其ノ者
 ガ法人ナルトキハ當該法人ノ代表者及支配人
 其ノ他ノ代理人ハ該調査時期ニ於テ本州、北
 海道、四國、九州及命令ヲ以テ定ムル其ノ附
 屬島嶼ニ住所及居所ヲ有セザルトキハ命令ノ
 定ムル所ニ依リ同項ニ規定スル者又ハ當該財

産ヲ管理スル者同項ノ申告ヲ為スベシ
當該有價證券其ノ他當該財産ヲ證スル書面ヲ
保管スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人ニ代
リテ第一項ノ申告ヲ為スコトヲ得
第三條 調査時期ニ於テ現ニ存スル左ニ掲グル
契約ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ契約者又
ハ郵便年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當
該契約ニ関スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

一 生命保險契約
二 金錢信託契約（投資信託契約ヲ除ク）又
ハ有價證券信託契約

三 無盡契約
四 郵便年金契約

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付
之ヲ準用ス

第四條 日本銀行券預入令第三條第一項ノ規定
ニ依ル預金、貯金又ハ金錢信託ヲ為サントス
ル者及同條第二項ノ規定ニ依リ支拂ヲ請求セ
ントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該預金、
貯金、金錢信託又ハ支拂請求ニ關スル事項ヲ
所轄稅務署ニ申告スベシ
第五條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準
用ス

第五條 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査時期ニ於ケル財産目録、貸借對照表、動産及債權債務ニ對スル明細書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第六條 命令ヲ以テ定ムル事業ヲ為ス個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査時期ニ於テ其ノ事業ニ關シテ有スル動産及債權債務ニ關スル事項

第七條 所轄稅務署ニ申告スベシ
第八條 命令ノ定ムル所ニ依リ當該有價證券其ノ他當該財産又ハ契約ヲ證スル書面ヲ所轄稅

務署ニ提出スベシ
第九條 第八條ニ依リ當該財産又ハ契約ニ付申告アリタルコトヲ政府ハ當該財産又ハ契約ニ付申告アリタル

前項ノ措置ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ提出セラルタル當該有價證券其ノ他

當該財産又ハ契約ヲ證スル書面ニ政府ノ發行スル該財産又ハ契約ヲ貼附シ之ニ契印スルノ方法其ノ他

命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ之ヲ為ス
第十條 第九條第一條又ハ第三條ノ申告ヲ為スベシ
第十一條 第九條第一條又ハ第三條ノ申告ノ為サレザルモノニ付

ハ命令ヲ以テ其ノ效力ノ制限又ハ處分ノ制限

限若ハ禁止ニ関シ必要ナル定ヲ為スコトヲ得
 前項ニ規定スル財産及同項ニ規定スル契約ニ
 基キ契約者ハ生命保険金若ハ郵便年金ノ受取
 人又ハ信託ノ受益者ノ有スル權利ハ法律ノ定
 ムル所ニ依リ之ヲ國庫ニ歸屬セシムルモト
 ス

第十條 第四條ノ申告ナキ場合ニ於テハ日本銀
 行券預入令ニ規定スル金融機關ハ同令第三條
 ニ規定スル預金、貯金若ハ金錢信託ノ受入又
 ハ日本銀行券ニ依リ支拂ヲ為スコトヲ得ズ

第十一條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必
 要ナルトキハ第五條ノ規定ニ依リ書類ノ提出

ヲ為スベキ義務アル法人又ハ第六條ノ申告ヲ
 為スベキ義務アル個人ニ質問ヲ為シ又ハ當該
 事業ニ関スル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ヲ
 検査スルコトヲ得

第十二條 大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵
 便官署、銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲ
 シテ第二條乃至第四條、第七條及第八條ニ規
 定スル事項ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルコト
 ヲ得

前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ノ取扱ヲ為ス法
 人ノ當該事務ニ從事スル職員ハ之ヲ法令ニ依
 リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第十三條 行使ノ目的ヲ以テ第八條第二項ニ規

定スル證紙ヲ偽造スル者ハ一年以下ノ懲役
又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス
偽造ノ證紙ヲ使用シタル者ハ行使ノ目的ヲ以
テ偽造ノ證紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入
シタル者又ハ第八條第二項ニ規定スル證紙ヲ
不正ニ使用シタル者ハ罰亦前項ニ同シ
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第十四條第八條ニ規定スル措置ニ関スル事務
ニ從事スル者同條第二項又ハ第十二條第一項
ノ規定ニ基キ發スル命令ニ違反シテ當該措置
ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓
以下ノ罰金ニ處ス
第十五條第十條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ

於テハ其ノ行為ヲ爲シタル者ヲ三年以下ノ懲
役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス
第十六條當該官吏其ノ他本令ニ規定スル事項
ニ関スル事務ノ取扱ヲ爲ス官署若ハ法人ノ當
該事務ニ從事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタ
ル者其ノ事務ニ関シ知得タル秘密ヲ漏泄シ又
ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千
圓以下ノ罰金ニ處ス
第十七條第十一條ノ規定ニ依ル帳簿書類、財
産其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避
シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示
シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
第十八條ノ規定ニ依ル稅務署長又ハ其ノ代理

裏面白紙

官ノ質問ニ對シ答辯ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述
 ヲ為シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十八條 第五條ノ規定ニ違反シ當該書類ヲ提
 出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書類ヲ提出
 シタルトキ又ハ第六條ノ規定ニ違反シ申告ヲ
 為サズ若ハ虚偽ノ申告ヲ為シタルトキハ當該
 法人ノ取締役、理事、清算人若ハ此等ニ準ズ
 ル者又ハ當該個人ヲ一萬圓以下ノ過料ニ處ス

附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時財産調査令制定理由説明要旨

一、制定の趣旨

政府ハ戦時利得ヲ排除スルト共ニ戦後財政ノ確定ヲ圖リ、暴性イン
フレーションヲ防止シテ國民經濟ノ安定ニ資スル等ノ爲、財産税、
商人財産増加税及法人戦時利得税ヲ創設セントシ、目下準備ヲ急イ
ザ居ル次第デアリマシテ、此等法律案ノ草案ハ聯合國軍最高司令部
ノ指示ニ基キ其ノ承認ヲ求ムル爲昨年十二月二十一日同司令部ニ提
出セラレテ居ル次第デアリマス。

此等ノ新税ニ關スル法律案ハ總選舉後ニ開會セラルベキ特別議會ニ
提案スルコトニ致シテ居ルデアリマスガ、財産税等ノ課税氣構ニ
依リ民間ニハ預金引出及ハ換物等ノ傾向ガ相當旺盛ニ見受ケラレテ
居リマスト共ニ、他面生産活動ノ意欲ハ兎角停滞シ騰チノ状態ニア
リ之ガインフレーションノ亢進ヲ抑制シテ居ルコトヲ見逃シ得ナイノ
デアリマシテ早急ニ財産税等ノ調査時點ヲ劃シ民心ノ安定ヲ圖ル必
要ガアルト存スル次第デアリマス。依テ此ノ際財産税等ノ調査時期

ヲ確定スルト共ニ直ニ調査スルニ非ザレバ後日財産状態ノ確認ガ殆
ンド不可能トナル際ニ財産關係ノ移動ノ頻繁ナ財産等ヲ調査確定致シ
テ置キ、以テ民心ノ安定ヲ圖ルト共ニ新税ノ創設ヲ確保ニ資シ度イ
ト存スルデアリマスガ、而テ此ノ事ハ來ルベキ議會ノ開會ヲ待ツ
テ立法的措置ニ依リ之ヲ行ヒマスノデアラスデ其ノ時機ヲ失シマシ
テ、右ニ述ベマシタ人心ノ不安動搖ト生産意欲ノ低下トハ其ノ極ニ
達シ又財産税ノ確保モ亦之ヲ期シ難キニ至リ、公共ノ安全ヲ保持ス
ルコト至難ニ立チ到ルモノト認メラレルデアリマス。依テ列ニ
審議ヲ願ツテ居リマスル食糧、通貨、金融等ノ綜合對策ノ一環トシ
テ、換言スレバ日本銀行券ノ引換及金融緊急措置ノ實行ニ即應シテ
右ノ措置ヲ行ヒマス爲憲法第八條ノ規定ニ依リ臨時財産調査令ノ制
定ヲ仰ガントスル次第デアリマス。

二、本令ノ要領

臨時財産調査令ハ先ヅ調査時期ヲ命令ヲ以テ定ムルコトヲ致シテ居
リマスガ概ネ日本銀行券ノ舊券ガ強制通用力ヲ失フ日ノ翌日午前零
時トシテ定ムル見込デアリマス。將來實施セラルベキ財産税ハ、此



ノ調査時期ニ於テ有スル個人及法人ノ財産ヲ對象トシテ課税スルコトニ相成ルノデアリマス。又個人財産増加税及法人戦時利得税ノ課税點ノ終期ハ、此ノ調査時期ニ依ルコトニ相成ルノデアリマス。又ハ有價證券等ヲ預貯命者又ハ有價證券ノ所有者ヨリ申告セシメ、生命保険、信託又ハ無盡等ノ契約關係ヲ契約者等ヨリ申告セシメ、其ノ外特別ノ聯合ニ於テ日本銀行等ノ舊券在高ヲ其ノ所有者ヨリ申告セシメントスルモノデアリマシテ、以上ハ個人及法人ヲ通シテ申告セシムルモノデアリマス。其ノ二ハ一般ノ法人ヲシテ調査時期ヲ現在トスル打切り決算ヲ行ハシメ財産目録其ノ他ノ書類ヲ作成シテ政府ニ提出セシメントスルモノデアリマス。其ノ三ハ物品販賣業、製造業等特定ノ事業ヲ行フ個人ヲシテ調査時期ニ於テ有スル特定ノ動産及債權債務ニ關シテ申告セシメントスルモノデアリマス。又ニ本令ハ申告キ職スル特別ノ手續ヲ定メテ居リマス。即チ預貯金、有價證券、各種契約等ニ關スル申告ノ聯合ニ於キマシテハ郵便局、

銀行其ノ他ノ金融機關ニ於テ申告受理ノ事務ヲ取扱フコトトシ、申告者ハ申告書ト共ニ預金通帳、預金證書、國債證券、株券等申告書ニ記載セラレテ居ル有價證券其ノ他財産又ハ契約ヲ證スル書面ヲ金融機關ニ持参スルコトト致シテ居ルノデアリマス。金融機關ニ於キマシテハ申告書ト通帳證券等ヲ對照シ申告書ノ記載事項方正當デアルコトヲ確認致シマシタトキハ、大蔵省ヨリ發行スル申告済證紙ヲ通帳、證券等ニ貼附ケ之ニ金融機關等ノ印章ヲ以テ契印シテ返還スルコトニ致シテ居ルノデアリマス。又預金者其ノ他ノ財産權者ノ住所又ハ氏名等ノ正確ナルコトヲ期スルニ、申告ニ際シマシテハ米穀通帳等ヲ持参セシムルコトト致シテ居ルノデアリマス。若シ此ノ申告ノ手續ノ行ヘレナカツタ聯合ニ於キマシテハ預貯金ノ拂戻、公社債ノ償還、株式ノ配當等ヲ停止シ、退テ法律ノ定ムル所ニ依リ此等ノ權利ヲ凍結ニ斷斷セシメントスルモノデアリマス。又ハ法人ノ打切決算ニ關スル提出書類又ハ個人ノ動産等ニ關スル申告ノ内容ニ付、其ノ當否ヲ確認スルニ必要アルトキハ、稅務署長又

其代位者として、債権の附與を以て、
以後ハ前則ニ關スル規定ヲアリマシテ、本令ノ附屬規定ノ的係正當
ヲ爲スル爲、從來ノ前則ニ比シテ相當嚴重ナル前則ニ爲スルニ
テアリマス。

裏面白紙